

各 位

上場会社名 原田工業株式会社  
代表者 代表取締役社長 三宅 康晴  
(コード番号 6904 東証第一部)  
問合せ先責任者 取締役 総合企画部長 青木 隆  
(TEL 03-3765-4321)

## 株式会社ヨコオの子会社との特許権侵害訴訟における一審勝訴のお知らせ

当社は、2018年4月2日付で公表いたしました「株式会社ヨコオの子会社に対する特許侵害訴訟の提起について」に関し、株式会社ヨコオの子会社である東莞友華通信配件有限公司（以下「東莞ヨコオ社」）に対する特許権侵害訴訟（（2018）粵73民初762号）につき、このたび当社の主張を認める一審判決（勝訴判決）を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の概要

本件訴訟は、当社が中国にて東莞ヨコオ社が販売するSUV等に搭載されるシャークフィンタイプのラジオ用アンテナについて、当社の保有する中国特許（ZL201510121116.5、以下「本件特許」）を侵害すると主張して当該アンテナの製造・販売の停止等を求めて提訴していたものであり、当社は、2019年9月17日に広州知的財産裁判所より当社の主張を認める判決を受領いたしました。

#### 2. 一審判決の内容

本一審判決で、広州知的財産裁判所は東莞ヨコオ社による本件特許の侵害を認め、当社が主張したとおり東莞ヨコオ社に対して①訴訟対象製品の生産・販売の停止、②在庫の廃棄、③専用金型の廃棄、及び④損害賠償金100万人民元（約1,600万円）の支払いを命じました。

#### 3. 経緯

2018年3月14日 当社が、広州知的財産裁判所において東莞ヨコオ社に対する特許権侵害訴訟を提起  
2019年9月17日 特許権侵害訴訟で当社主張を認める一審判決を受領

#### 4. 今後の方針及び見通し

当社の主力製品群であるシャークフィンタイプの車載アンテナに関する特許は、本件特許以外にも中国を含む世界各国に多数登録されており、これらは当社の貴重な経営資源であると考えております。当社はこれら知的財産の積極的な保護と活用を努めてまいりましたが、このたびの一審判決において侵害製品の販売差し止め等が認められたことで、より一層中国市場における販売活動を広げてまいります。今後も世界各国に多数登録されている特許を活用し、積極的な事業展開を行っていくと共に、現在開発に注力している「つながるクルマ」の普及を見据えた製品においても、皆様に安全・安心及び快適性を提供できるよう開発を進めていく所存であります。

本判決が当社の業績に与える影響につきましては現在精査中であり、今後開示すべき事項が判明した場合には速やかにお知らせいたします。なお、現時点では不明ですが、今後東莞ヨコオ社が本件判決への不服を申し立てることがあれば、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以上